

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和7年3月
山口県

このことについて、下記のとおり、特例措置を適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 特例措置の内容

2. に掲げる対象工事又は業務委託の受注者は、工事請負契約書第57条、業務委託契約書（道路維持管理業務委託用）第55条、業務委託契約書（設計業務等委託用）第54条、または、業務委託契約書（発注者支援業務委託用）第48条の定めに基づき、適用基準日が令和7年3月15日の労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金（委託料）の額の変更の協議を請求することができます。

2. 特例措置の対象

令和7年3月1日以降に契約を行う「工事（道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。）」及び「業務委託」のうち、令和7年3月14日以前に入札公告、入札参加資格審査結果（適合・非適合）通知、又は指名通知を行うもの。

3. 特例措置の請求

- （1）協議の請求の意向がある場合は、契約締結後、原則15日以内に別添様式を添付した工事打合せ簿等により、監督職員と協議を行ってください。
- （2）様式については、技術管理課ウェブサイトに掲載しています。

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/tokureisochi/tokureisoti.html>

4. 請負代金（委託料）の額の変更

変更後の請負代金（委託料）の額については、次の方式により算出します。

変更後の請負金額(委託料) (税抜) P 1	=	$\frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \text{新労務単価等により算出した設計額}$
変更後の請負金額(委託料) P	=	$P 1 \times (1 + \text{消費税等率})$